

問い合わせ先



助成についての詳細は、
お住まいの地域を担当する保健福祉事務所
または佐賀県健康増進課へお問合せください

佐賀中部保健福祉事務所 0952-30-1905

鳥栖保健福祉事務所 0942-83-3579

唐津保健福祉事務所 0955-73-4186

伊万里保健福祉事務所 0955-23-2101

杵藤保健福祉事務所 0954-22-2104

佐賀県 健康福祉部 健康増進課 がん撲滅特別対策室

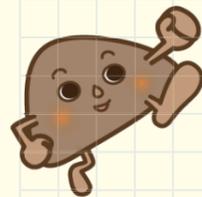
〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号

TEL:0952-25-7491

E-mail:kenkouzoushin@pref.saga.lg.jp

佐賀県 肝炎対策

検索



©2013 さが肝.net



<http://www.pref.saga.lg.jp/>

肝炎ウイルス検査が“陽性”だった方へ



ほっとかないで。

肝炎ウイルス検査で陽性だった方は、すぐに受診をしてください



©2013 さが肝.net

肝臓は肝炎ウイルスに感染していても、熱や痛みなどの症状はほとんどありません。そう、肝臓はまさに「沈黙の臓器」！そのまま放っておくと、肝硬変、さらに肝がんへと進行する可能性もあります。

佐賀県では、B型またはC型肝炎ウイルス検査の結果が陽性と判定された方が初めて受ける精密検査費用と、慢性肝炎・肝硬変および肝がんの方が受ける定期的な検査費用に対して助成しています。

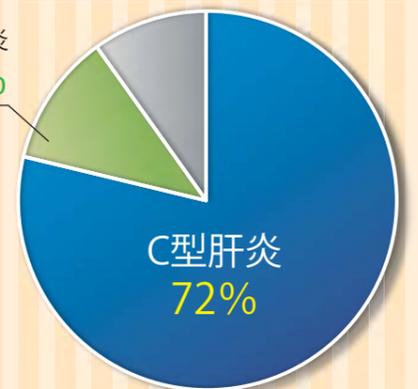
定期検査を必ず受けましょう！

必ず精密検査や定期検査を受け、ご自身の状態をしっかりと確認し、適正な治療に結び付けましょう。

肝細胞がんの原因の
8割以上は、ウイルス性肝炎

B型肝炎
12%

C型肝炎
72%



©2015 さが肝.net

佐賀大学医学部附属病院 2000～2011年データより



肝炎初回精密検査費用・定期検査費用助成のご案内

肝炎初回精密検査費の助成

対象者：B型、C型肝炎ウイルス検査において陽性と判定された方

B型またはC型肝炎ウイルス検査の結果が陽性と判定された方が初めて受ける精密検査費用のうち対象となる検査費用を助成する制度です。

指定の医療機関にて、対象となる検査項目を含む精密検査を受診した方で、県への申請が承認された方には、後ほど指定された口座に助成額を振込みます。

肝炎定期検査費の助成

※1年度間に2回まで申請できます。
(初回精密検査も回数に含まれます)

対象者：肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者

上記の対象者の方が定期的に受診する検査費用に対し助成する制度です。

(1) 所得制限あり・全額助成

- ① 市町村民税非課税世帯：検査費用の全額を助成
- ② 市町村民税年額235,000円未満の世帯：
 - 《慢性肝炎の方》
2,000円を差し引いた検査費用の全額を助成
 - 《肝硬変・肝がんの方》
3,000円を差し引いた検査費用の全額を助成

(2) 所得制限なし・上限5,000円まで助成

※上記(1)に該当する方でも、上限5,000円までの助成制度を利用できます。

指定の医療機関にて、対象となる検査項目を含む検査を受診した方で、県への申請が承認された方には、後ほど指定された口座に助成額を振込みます。



左の対象者の方で以下のすべてに該当する場合は対象となります

- ☑ 佐賀県内に住民登録をしている20歳以上の方
- ☑ 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者もしくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- ☑ 過去に精密検査を受けたことがない方(精密検査用助成のみ)
- ☑ 匿名化の上、佐賀県肝疾患データベースへ登録することに同意をした方
- ☑ 下記に掲げる5事項について同意した方(申請書の提出をもって同意したものとします)
 - 1) 県及び市町から定期的に調査票を送付し、医療機関の受診状況や治療内容を確認、連絡を行うことがあること
 - 2) 必要な相談支援を行う他、肝疾患治療の最新情報や相談会・講習会等の連絡を行うことがあること
 - 3) 精密検査を受診したことが市町へ情報提供されること
 - 4) 関係機関に、肝炎ウイルス検査が陽性であることの確認を行うこと
 - 5) 医療機関に対して精密検査内容等を照会すること

対象となる検査

◎血液検査

肝臓の細胞が壊されていないか状態を知る血液生化学検査、ウイルスの量や遺伝子型を調べる遺伝子検査やその他に一般血液検査、免疫血清学検査、群別検査等を行います。

◎腹部超音波検査(肝エコー検査)

画像で肝臓の状態を調べます。慢性肝炎や肝硬変の診断、小さな早期肝がんを見つけるのに用いられます。肝硬変・肝がんの方は超音波検査に代えてCT又はMRI撮影ができます。

【以下のことに注意してください】

検査は複数の日にわたることもあります。検査実施日は違っていても構いませんが、原則として、同一の医療機関で1か月以内に検査を受けてください。

ただし、医師の判断により、必要に応じて検査項目の増減、追加の検査が実施される場合もあります。

また、保険適用外の検査については助成の対象外となります。



検査受診から請求までの手順

- ① 二次以上の指定医療機関を確認する
※県ホームページで確認するかお住まいの地域を担当する保健福祉事務所または佐賀県健康増進課へお尋ねください。
- ② 受診する医療機関に事前に「初回精密・定期検査費用助成金申請予定」であることを連絡する
※過去に肝炎ウイルス検査陽性と診断された時の通知書の写しや肝炎ウイルス精密検査結果報告書の写しがあれば持参してください。
- ③ 医療機関から請求された額を支払い、申請に必要な書類を発行してもらう。
※医師の診断書作成料は、自己負担となります。(診断書に代えて健康増進ノートの写しを提出することもできます。)また、医療機関によっては診療明細書発行に係る費用は自己負担となります。
- ④ 必要書類をそろえ申請する
申請書に必要な事項を記入し、申請書類提出期間内にお住まいの地域を担当する保健福祉事務所または佐賀県健康増進課へご提出ください。

提出書類



精密検査費用助成の方

- ① 申請書
- ② 領収書(レシート不可)
- ③ 診療明細書
- ④ 肝炎ウイルス検査陽性と診断された結果通知書の写し(あれば提出してください。)
- ⑤ 肝炎ウイルス精密検査結果報告書の写し(あれば提出してください。)

定期検査費用助成の方

- ① 申請書
- ② 領収書(レシート不可)
- ③ 診療明細書
- ④ 健康増進ノートのウイルス性肝炎であることを確認できる頁の写し、または医師の診断書(助成申請の対象年度にかかる記述があるもの)

非課税世帯 または 市町村民税年額が235,000円未満の世帯で5,000円を超える助成を希望される方は⑤・⑥の資料も必要です。

- ⑤ 世帯全員の住民票の写し
- ⑥ 世帯全員の住民税非課税証明書または市町村民税課税年額を証する書類

※申請の際は、「認印」および「振込先の口座番号がわかる書類」をご持参ください。

申請書類提出期間



平成31年4月1日～
令和2年3月31日

令和2年3月31日までにお住まいの地域を担当する保健福祉事務所または佐賀県健康増進課で受理されたものが消印があるものを助成の対象とします。検査の予約や診療明細書の発行に時間がかかることもありますので、余裕を持って医療機関を受診し、上記期間内であっても、できるだけ速やかに申請書・請求書を提出してください。